

参考資料

参考資料

身体障害者程度等級表【1級】

視覚障害		聴覚または平衡機能の障害		音声機能言語機能またはそしゃく機能の障害		
		聴覚障害	平衡機能障害			
視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。2級以下同じ。)が0.01以下のもの						
肢体不自由						
上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			
			上肢機能	移動機能		
1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害						
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの

※備考欄参照(⇒75 ページ)

参考資料

身体障害者程度等級表【2級】

視覚障害		聴覚または平衡機能の障害		音声機能言語機能またはそしゃく機能の障害			
		聴覚障害	平衡機能障害				
1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I / 4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度(I / 2 視標による。以下同じ。)が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの		両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)					
肢体不自由							
上肢		下肢		体幹		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
						上肢機能	移動機能
1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1 上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 1 上肢の機能を全廃したもの		1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの		1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの		不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	
						不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害							
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
					ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	

※備考欄参照(⇒75 ページ)

参考資料

身体障害者程度等級表【3級】

視覚障害		聴覚または平衡機能の障害		音声機能言語機能またはそしゃく機能の障害		
		聴覚障害	平衡機能障害			
1	視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。）	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失		
2	視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの					
3	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの					
4	両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの					
肢体不自由						
上肢		下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		
				上肢機能	移動機能	
1	両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	1	両下肢をショパール関節以上で欠くもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	
2	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	2	1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの			
3	1 上肢の機能の著しい障害	3	1 下肢の機能を全廃したもの			
4	1 上肢のすべての指を欠くもの					
5	1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの					
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害						
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

※備考欄参照(⇒75 ページ)

参考資料

身体障害者程度等級表【4級】

視覚障害		聴覚または平衡機能の障害		音声機能言語機能またはそしゃく機能の障害		
		聴覚障害	平衡機能障害			
1	視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)	1	両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの)	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害		
2	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの	2	両耳による普通話声の最良の語音明りょう度が 50 パーセント以下のもの			
3	両眼開放視認点数が 70 点以下のもの					
肢体不自由						
上肢		下肢		体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
					上肢機能	移動機能
1	両上肢のおや指を欠くもの	1	両下肢のすべての指を欠くもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
2	両上肢のおや指の機能を全廃したもの	2	両下肢のすべての指の機能を全廃したもの			
3	1上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの	3	1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの			
4	1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	4	1下肢の機能の著しい障害			
5	1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	5	1下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの			
6	おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの	6	1下肢が健側に比して10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの			
7	おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの					
8	おや指またはひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害					
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害						
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

※備考欄参照(⇒75 ページ)

参考資料

身体障害者程度等級表【５級】

視覚障害		聴覚または平衡機能の障害		音声機能言語機能またはそしゃく機能の障害		
		聴覚障害	平衡機能障害			
1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの			平衡機能の著しい障害			
肢体不自由						
上肢		下肢		体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
					上肢機能	移動機能
1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 1 上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか1 関節の機能の著しい障害 3 1 上肢のおや指を欠くもの 4 1 上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1 上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指またはひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指の機能の著しい障害		1 1 下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2 1 下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1 下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1 以上短いもの		体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害						
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害

※備考欄参照(⇒75 ページ)

参考資料

身体障害者程度等級表【6級】

視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能言語機能またはそしゃく機能の障害			
	聴覚障害	平衡機能障害				
視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの(40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの					
肢体不自由						
上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			
			上肢機能	移動機能		
1 1 上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指の機能を全廃したものの	1 1 下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1 下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害						
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害

※備考欄参照(⇒75 ページ)

参考資料

身体障害者程度等級表【7級】

視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能言語機能またはそしゃく機能の障害			
	聴覚障害	平衡機能障害				
肢体不自由						
上肢		下肢		体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
					上肢機能	移動機能
1	1 上肢の機能の軽度の障害	1	両下肢のすべての指の機能の著しい障害		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
2	1 上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害	2	1 下肢の機能の軽度の障害			
3	1 上肢の手指の機能の軽度の障害	3	1 下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害			
4	ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害	4	1 下肢のすべての指を欠くもの			
5	1 上肢のなか指、くすり指、及び小指を欠くもの	5	1 下肢のすべての指の機能を全廃したもの			
6	1 上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	6	1 下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの			
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害						
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害

備考	1	同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
	2	肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
	3	異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
	4	「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
	5	「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。
	6	上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
	7	下肢の長さは前腸骨棘より内くるばし下端までを計測したものをいう。

参考資料

療育手帳程度表

判定	知的水準	身体障害	介助の状況・問題行動等(特記事項・その他)
最重度 ㊤	おおむね 20 以下		・ 日常生活において介助を要する。 ・ 常時注意と指導を要する行動上の問題等がある。
	おおむね 35 以下	特別児童扶養手当に該当する重複障害	
重度 A	おおむね 35 以下		
	おおむね 36 以上 50 以下	身体障害者手帳1、2、3級該当	
中度 B	おおむね 36 以上 50 以下		日常生活において一部介助を要し社会生活への適応が困難である。
軽度 C	おおむね 51 以上 70 以下		社会適応に適切な援助を要する。
非該当			上記のいずれにも該当しない

精神障害者保健福祉手帳程度等級表

等級	障害程度
1 級	日常生活の用事を行うことが困難である程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

参考資料

こどもの障害の基準(特別児童扶養手当の支給に関する法律障害等級表)

障害の程度	障 害 の 状 態	
1 級 (重 度)	1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級 (中 度)	1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	1 上肢のすべての指を欠くもの
	10	1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	1 下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

参考資料

所得制限基準額表 令和7年8月1日から

受給者本人またはその配偶者若しくは扶養義務者に次の一定額(限度額)以上の所得があるときは、その年の8月～翌年7月まで支給停止になります。

	受給者本人の所得限度額(円)				
	0人	1人	2人	3人	4人
特別児童扶養手当	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000
特別障害者手当	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000
障害児福祉手当					
経過的措置による福祉手当					
重度心身障害者医療費助成					
重度心身障害者福祉手当	住民税課税				
	配偶者又は扶養義務者の所得限度額(円)				
	0人	1人	2人	3人	4人
特別児童扶養手当	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
特別障害者手当					
障害児福祉手当					
経過的措置による福祉手当					
重度心身障害者福祉手当	所得制限なし				
備考					
ここでいう所得とは					
… 収入から控除額を引いた後の額です。					
ただし、特別児童扶養手当における控除額は、税法上の控除額と異なります。					
扶養義務者とは					
… 受給資格者と生計を同じくしている直系血族・兄弟姉妹。					